

一般社団法人日本外科学会代議員規則（定款施行細則第5号）

第1条 この法人（以下、本会と略記）の代議員については、本会の定款に定められたことのほかは、この規則による。

第2条 代議員は、本会の一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（以下、法人法という）上の社員として、本会の目的を達成するため次の義務を履行しなければならない。

- 1) 本会の社員総会に出席すること。
- 2) 本会の事業を推進すること。
- 3) 本会の適正な運営を図ること。
- 4) 社員総会が代議員の義務として定めた事項を履行すること。
- 2 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない代議員が、定款第26条に定められた議決権を行使する場合、委任状または書面もしくは電磁的方法で、遅くとも7日前までに本会の事務所に到着するよう提出しなければならない。
- 3 前項の規定によって議決権を行使する意思を表示した代議員が、意思を表示した後に出席できない理由の消滅したときは、その者が社員総会に出席することを妨げない。
- 4 あらかじめ議決権を行使する意思を表示せず、かつ、理事長の通知した開催時刻を過ぎて30分後までに社員総会の会場に入場しなかった代議員は、社員総会に出席しなかったとみなす。ただし、やむを得ない理由のため社員総会に出席できなかったと理事会が認めたときは、本項を適用しない。
- 5 代議員は、前項の規定によって社員総会に出席し

なかったとみなされた後においても、社員総会の会場に入場することができる。

6 前項の規定によって社員総会の会場に入場した代議員は、入場した後の社員総会の議事について、本会の法人法上の社員としての権利を行使することを妨げず、かつ、義務を履行することを妨げない。

第3条 代議員は、次の各号の一に該当するときは、その任期満了後の2年間は代議員として選任されることができない。

- 1) 前条第1項第2号から第4号までの規定に違反したとき。
- 2) 引き続いて2回、社員総会に出席せず、かつ、議決権を行使しなかったとみなされたとき。

第4条 この規則は、理事会及び社員総会の決議によって変更することができる。

第5条 この規則は、理事会及び社員総会の決議によって廃止することができる。

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規則は、平成25年4月10日から変更する。